

「アダルトDVDや児童ポルノなどの購入者を告発する」という手紙に注意してください！

国民生活センター ホームページより

事例1：「わいせつなDVDを違法に購入したため告発する」という封書が届いたが、DVDは購入した覚えがなく不審だ。どう対処したらよいか。

(相談受付：2012年4月 相談者：60歳代、男性)

事例2：「わいせつなDVDを製造販売した者が摘発されたので、購入者に対しても告発する。取り下げたいなら連絡するように」という書面が夫宛に届いた。今後の対応方法を知りたい。

(相談受付：2012年4月 相談者：60歳代、女性)

事例3：「購入したDVDが違法わいせつ物で購入者も告発される」という文書が届き、怖くなったので相手に電話をしてしまった。約40万円の請求を受けたが、今後どう対処したらよいか。

(相談受付：2012年4月 相談者：60歳代、女性)

■ 「告発を取り下げたい者は期日までに連絡するように」など、不安をあおる内容になっていますが、あわてて相手に電話してはいけません！

■ 金銭を要求されたケースもありますが、万が一そのような要求をされた場合でも、絶対に支払わず、早めに消費生活センターに相談してください。

消費者ホットライン 0570-064-370

(身近な相談窓口につながります)

西之表市消費生活センター 22-1111

**「振り込め詐欺」の被害が後を絶ちません。
「お金を振り込んで！」といわれたら、振り込む前に、
支払う前にまず相談！**



消費生活

みみより情報

No.17
平成24年5月
発行/市消費生活センター
編集/市役所市民生活課
広報市民相談室
電話 22-1111 内線 306

この情報紙は、地方消費者行政活性化事業を活用して発行しています。

平成24年度 無料法律相談会のお知らせ

市では、法律問題でお困りの方を対象に、下記の日程で無料法律相談会を実施します。サラ金・ヤミ金からの借り入れでお困りの方、相続問題、離婚問題などで弁護士の助言を希望される方は下記の日程を参考にご利用下さい。相談は無料ですが、予約が必要です。

1	業務の概要	鹿児島県弁護士会が派遣する弁護士が、法律の一般的な説明及び問題に対するの対処方法、法的手段の手続きの仕方などについてアドバイスします。
2	対象	西之表市民
3	利用料	無料
4	相談の方法	面談
5	実施回数	年6回(5月・7月・9月・11月・1月・3月の第4木曜日)
6	平成24年度日相談	7月26日(木曜日) 9月27日(木曜日) ※ 日程は予定で、変更される場合があります。詳しくは、広報市民相談室にお問い合わせ下さい。 11月22日(木曜日) 1月24日(木曜日) 3月28日(木曜日)
7	実施時間	午前10時～午後2時00分(12時から午後1時まで昼休)
8	利用人数の制限及び相談時間	毎回6人までとし、一人当たりの相談時間は約30分です。
9	予約受付	西之表市役所市民生活課広報市民相談室 TEL 22-1111 内線 306
10	相談会場	西之表市役所内会議室

その振込み、ちょっと待って!ヤミ金は違法です!

ヤミ金からの取り立てでお悩みの方、今すぐお電話下さい!

債務整理に関する相談は、電話だけでもお受けしています。必要に応じて弁護士等の法律専門家をご紹介します。弁護士費用など、債務整理に係る費用を立て替える制度があります。まずはご相談下さい。

西之表市消費生活センター 22-1111 (内線306)

休日・夜間の相談にも応じています。ご予約下さい。

無料体験商法で高額な買い物

健康器具、エステなど、無料体験ができることで人を集め、高額な商品を購入させたり、高額な契約をさせる手口です。

契約をしてしまっても契約を解除できる場合があります。「高額な契約で払えない」「どうしよう」「困った」と思ったらすぐに消費生活センターにご相談ください。

ちょっと行ってみようかしら…という気持ちになっても
もう一度よく考えて！

- 「無料体験」の言葉に惑わされない。
- 「無料」でサービスを提供するのは、その後で契約してほしいという業者の思惑があります。
- 契約する意思がなければ会場に近づかない。
- 勧誘をきっぱり断る自信がない人、気が弱い人は、はじめからそのような場所に行かないほうがよいでしょう。



サイトにアクセスしただけで、いきなり登録？ 不当（架空）請求に気をつけて！

- 特定のアダルトサイトや出会い系サイト、勝手に送られてきた迷惑メールに記載されているURLをクリックしただけで、登録・料金請求の文字や画面が表示され、高額な利用料金を請求してきます。
- 請求画面が消えないというトラブルも発生しています。



アドバイス

- 迷惑メールは届いたらすぐに削除しましょう。本文中のURLにアクセスしないこと。
- 申込み意思もないのに、一方的に入会や登録などと表示されても、契約は成立していないので支払いの義務はありません。
- あわてて業者に連絡すると、個人情報を相手に教えることになります。絶対に連絡してはいけません。
- 請求画面が消えないときは、IPA（独立行政法人情報処理推進機構）のホームページからシステム復元の実施手順に従い対処するか、西之表市消費生活センターにご連絡下さい。

マルチ取引の被害に遭わないために (契約者は、20代以下の若年層が26.3%)

消費者庁公表資料（H24.4.17）より抜粋

「簡単なバイトだから」
「友達に売れば絶対に儲かる」
などと誘う
マルチ商法



ポイント

- マルチ商法は、健康食品などの商品やサービスを販売する形を取り、他の人を会員に勧誘することで利益が得られると誘って商品を購入させ、販売組織に次々と加入させ、会員を増やしていくという商法で、ネットワークビジネスとも言われています。
- 友達や親戚などから、「絶対に儲かる」「すぐに元が取れる」などと勧誘されて契約したが、思うように売れず、商品の在庫と借金だけが残ったというトラブルも発生しています。
- しつこく勧誘すると、人間関係が悪くなるだけでなく、嘘の説明をすれば、自分自身が加害者になってしまう場合があります。

マルチ商法にだまされない5つのアドバイス！

- 身近な人からの勧誘でも、契約する意思がない場合は毅然と断ること
「マルチ取引」は、友人、職場や学校の知人、親戚などの身近な人から誘われ、話を聞いているうちに、断りにくい状況に陥る特徴があります。身近な人からの勧誘に対し、曖昧な態度を取り続けると、被害に遭い、結果的に人間関係も損なわれることがあります。契約の意思がない場合は、毅然と断る。
- 十分なお金がないのに、契約のために、甘い見通しで借金しないこと
十分なお金がないのに、「すぐに儲かる」「簡単に儲かる」などの甘い言葉を信じて安易に契約しないこと。借金までして契約し、多重債務などのトラブルになるケースもあります。
- 投資の勧誘を安易に信じず、十分に確認すること
特定の商品の取引とは別に、事業者への投資を勧誘される場合もありますが、安易に信じると、思いもよらない被害に遭うことがあります。
- 家族や友人など、トラブルを抱えている人たちを救う努力を
若年層や高齢者など、トラブルを抱えたまま誰にも相談できず、状況を一層悪化させてしまうケースがあります。身近な人の様子に不審な点があれば、積極的に声をかけ、相談にのるなど、トラブルを抱えている人を救う努力をしてください。
- 遠慮せずに、消費生活センターへ相談を
少しでも不安なことがあれば、遠慮せずに消費生活センターに相談してください。